

報

告

別紙

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において、特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日に、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職，公安職，教育職，研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者，一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,261人（一般行政職員5,882人，警察官3,792人，教諭等10,929人，研究員等288人，医師・薬剤師等370人）で、平均給与月額（給料月額，給料の調整額，教職調整額，義務教育等教員特別手当，扶養手当，地域手当，住居手当，管理職手当，単身赴任手当（基礎額），初任給調整手当，特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。），へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は389,935円（うち平均給料月額

345,851円) となっている。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の平均給与月額が361,661円(うち平均給料月額324,452円) となっている。

なお、総務省が実施した平成31年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレ方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、平成31年4月1日時点において99.9となっている。

(職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(令和2年10月30日) I 参照)

II 民間給与の状況

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の970事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、258事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く209事業所について、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,395人及び教員、研究員等の32職種266人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、82.3%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

2 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では25.7%(昨年33.0%)、高校卒では19.2%(同19.5%)となっており、双方とも昨年を下回る結果となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では56.0%(同41.8%)で昨年に比べて14.2ポイント増加し、高校卒では57.0

%（同30.9%）で26.1ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では42.2%（同58.2%）で16ポイント減少、高校卒では40.5%（同69.1%）で28.6ポイント減少し、減額した事業所は大学卒では1.8%、高校卒では2.5%だった（同大学卒、高校卒ともになし）。

（職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告（令和2年10月30日）Ⅱ 参照）

（参考資料 民間給与関係 参照）

Ⅲ 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較

前記の「令和2年職員給与実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表に示すとおり、民間給与は364,561円、職員給与が364,673円で、職員給与が民間給与を平均112円（0.03%）上回っている。

Ⅳ 人事院の給与に関する報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告した。

その概要は、次のとおりである。

報告の骨子

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢

を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

V むすび

1 本年の月例給の改定方針

前記Ⅲのとおり、本年4月時点で、職員の月例給は、民間給与を112円(0.03%)上回っている。

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。

2 給与制度における今後の課題

地方公務員の定年引上げを見据え、本県においても、60歳前の給与カーブを含む高齢層職員の給与水準の在り方等について、引き続き検討していく必要がある。

別表 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
364,561円	364,673円	△112円 (△0.03%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。